

平成 27 年度 第 3 回三条市廃棄物減量等推進審議会会議録（概要）

- 1 開催日時 平成 27 年 9 月 25 日（金）午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 2 場 所 三条市役所三条庁舎 3 階 第一会議室
- 3 出席者 委員 7 名
久保会長、小越副会長、中村委員、渡辺委員、山口委員、稲村委員、
大橋委員
欠席委員 3 名
豊岡委員、原田委員、真野委員
事務局
大平市民部長、渡辺環境課長、小林環境課課長補佐、高橋生活環境係長、
堀江主任、草野主任
- 4 傍聴者 なし
- 5 会議概要
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事
 - ア 答申（案）について
事務局が答申書（案）説明後、質疑応答。
大橋委員：7 頁表－5 の各指定ごみ袋の区分に重量が記載されている。これは何か。
堀江主任：各指定ごみ袋の容量にごみ比重 0.2kg を乗じて重量換算したものである。
大橋委員：ごみ比重 0.2kg の根拠は何か。
環境課長：容量を重量に換算するとき用いる一般的な比率である。
大橋委員：指定ごみ袋の負担率 15% の根拠は何か。
環境課長：家庭系ごみに係る処理料金については、平成 15 年度の指定ごみ袋制度導入時
にごみ処理経費の負担率を 15% としている。その考え方を今回も踏襲したもので
ある。
大橋委員：7 頁表－5 清掃センターに直接搬入する時の料金が消費税率 8% のときも 10%
のときも試算額 65 円となっている。これは一の位の額の調整によるものか。
高橋係長：そのとおりである。1 円単位では非常に現金の収受が煩雑化するため、5 円単
位に調整したものである。
稲村委員：7 頁表－5 指定ごみ袋の料金の試算額として平成 25 年度の家庭系ごみの排出
量、処理経費及び平成 27 年度のごみ袋製造原価を用いている意図は何か。
高橋係長：現段階の試算として各々の直近の数値を用いて例示とした。実際に料金を改定
するときは、改定する直近 3 か年分のごみ量及びごみ処理経費の実績とその時点
のごみ袋製造原価を用いて算定する。
稲村委員：9 頁にある注釈のうち、3 R のリサイクルの英語表記は誤植ではないか。
堀江主任：修正する。
久保会長：答申書（案）の確認を終了する。

－事務局で答申書を一部修正－

久保会長：本書のとおり市長に答申書を提出してよろしいか。

【異議なしの声あり】

イ 答申書の提出

久保会長：平成 26 年 8 月 7 日の第 1 回三条市廃棄物減量等推進審議会において、調査・審議項目として示された処理経費の在り方、事業系ごみの減量化方策等、3 R の推進の 3 項目について、本審議会で審議を重ねてきた結果を答申書として提出する。

大平部長：委員の皆様には、延べ 7 回にわたり、慎重に審議いただいたことに対して厚く御礼申し上げます。

三条市としては、今後答申に基づいて具体の施策を検討していくことになるが、少子高齢、人口減少社会の進展や地方創生への取組など大きな課題がある中で、市民に最も身近で、生活の向上や住みよい環境づくりに欠かせない廃棄物行政を推進していきたいと考えている。

委員の皆様には、今後も引き続き本市の廃棄物行政の推進に御尽力いただき、事務局に対しての御指導、御鞭撻をお願いしたい。

(3)閉会